

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見て下さい。

ごみについての
お問い合わせ先

本庁環境課	☎ 62-1192	IP 050-8802-1121
相生分庁 地域振興室	☎ 62-1111	IP 050-8802-1111
上那賀支所 地域振興室	☎ 66-0111	IP 050-8800-2001
木沢支所 地域振興室	☎ 65-2111	IP 050-8800-4111
木頭支所 地域振興室	☎ 68-2311	IP 050-8800-6001
那賀町クリーンセンター	☎ 64-0754	IP 050-8800-2037

資源ごみ		収集できるごみ		収集できないごみ		
分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい		分けるときの注意事項		出しかた		
紙類 (右の種類ごとに分ける)	新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) チラシ(宣伝用)	●チラシを混入しないこと ●新聞紙と区別すること	それぞれ種類(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。)	それぞれ3種類ごとに町指定のコンテナ(緑又は赤色)に入れる	劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系・缶、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具	
	本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) 飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色の紙パックは「燃えるごみ」の分類に)	●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に ●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面が銀色の紙パックは「燃えるごみ」の分類に				
	発泡スチロール製トレイ プラスチック製容器(ペットボトルを除く)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				
	ペットボトル	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器				●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと
	缶類	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器				●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと
植物性の食用油	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				
燃えるごみ	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				
燃えないごみ	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				
有害ごみ	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				
大型ごみ	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の)食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) [右のマークつきの容器に限る] ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプーの洗髪用容器 ●ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは「燃えるごみ」の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは「産業廃棄物」です。絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意①ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は「燃えるごみ」の分類に 注意②ペットボトルは混入しないこと				

令和5年10月から令和6年3月までのごみの収集日は次のとおりです。

12地区(上那賀地区)

(音谷、桜谷、水崎(南岸除く)、白ヶ谷(白ヶ谷地区の「燃えるごみ」は毎週金曜日のみ収集))

布団の日	燃えるごみの日	燃えないごみの日(有害ごみ、食用油)	缶の日(1ℓ以下)(飲料用・缶詰用に限る)	無色透明ピンの日	茶色ピンの日	その他色ピンの日	プラスチック製容器の日(発泡スチロール・白色トレイの日)	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙類の日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※29日の可燃ごみは午前中に収集します。

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出しかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい